

令和2年 清里町農業委員会第3回議事録

清里町農業委員会第8回総会議事録の縦覧について

1. 開催年月日 令和2年3月25日（水）

2. 開催場所 清里町役場3階各種委員会室

3. 開会・休憩・閉会時刻

◆ 開会時刻 13時30分

◆ 閉会時刻 15時00分

4. 出席委員は、次のとおりである。

議席	氏名	議席	氏名
1	青野 徹	8	五味 定信
2	柳谷 克彦	9	岩井 清郎
3	早川 秀和	10	島田 慎司
4	鈴木 良則	11	河西 富士夫
5	佐藤 均	12	太田 智美
6	新井 大介	13	岡本 勝弘
7	垂石 義秋	14	森本 宏

5. 欠席委員は、次のとおりである。

無 し

6. 遅刻委員は、次のとおりである。

無 し

7. 早退委員は、次のとおりである。

無 し

8. 出席した事務局員は、次のとおりである。

職 名	氏 名	職名	氏 名
事務局長	河合 雄司	事務局次長	小林 正明

9. 会議に付した事件

議 案 番 号	件名
選 挙 第 1 号	会長互選について
選 挙 第 2 号	会長代理互選について
発 議 第 1 号	議席の決定について
議 案 第 5 号	清里町農用地利用改善団体に対する農地利用調整結果の報告について
議 案 第 6 号	農業振興地域整備計画の変更について
議 案 第 7 号	農地法第3条の規定に基づく許可申請について
議 案 第 8 号	農地法第5条の規定に基づく許可申請について
議 案 第 9 号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

議事内容記録

- | | |
|--------------|--|
| 町長 | (あいさつ) |
| 臨時議長
(町長) | ただいまの出席委員数は、14名です。

ただいまから、令和2年第3回農業委員会総会を開催します。

日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席につきましては、只今ご着席されている席をそのまま指定いたします。

日程第2、議事録署名委員につきましては、会議規則第30条第2項の規定により臨時議長において1番森本委員、2番岡本委員を指名いたします。

日程第3、選挙第1号会長互選について議題といたします。

会長互選につきましては、事務局より説明をいたします。 |
| 事務局長 | 会長互選につきましては農業委員会等に関する法律第5条第2項の規定によりまして、委員の補正により選出することとなっておりますが、その方法につきましては投票と指名推薦の2通りがありますのでご承知いただきたいと存じます。 |
| 臨時議長
(町長) | 只今事務局長より会長の選出の方法についての説明がありました。互選の方法について投票、指名推薦のいずれかの方法とするかお諮りをいたします。

河西委員。 |
| 河西委員 | 選考委員による指名推薦の方法で行っていただきたいと存じますのでお諮り願います。 |
| 臨時議長
(町長) | ありがとうございます。只今河西委員の方から互選の方法は選考委員による指名推薦で行われたいの発言がございました。選考委員による指名推薦で進めることとしてよろしいでしょうか。 |
| 全員 | (異議なし) |
| 臨時議長
(町長) | 異議なしと認めます。

したがって、互選の方法は選考委員による指名推薦で行うことに決定いたしました。 |

それでは、先行委員の決定方法について、お諮りいたします。

河西委員。

河西委員 選考委員の指名につきましては、議長に一任いたします。

臨時議長 (町長) ありがとうございます。只今河西委員の方から選考委員の指名について議長に一任したいとの発言がございました。議長一任による指名を進めることとしてよろしいでしょうか。

それでは、推薦委員は5名とし議長より指名いたします。選考委員といたしましては、新井委員、五味委員、青野委員、柳谷委員、太田委員の5名を指名いたします。

それではここで、選考が終わるまで暫時休憩といたします。

小林次長 只今指名選考指名されました新井委員、五味委員、青野委員、柳谷委員、太田委員におきましては、監査室にて選考委員会を行いますので移動の方をお願いいたします。

臨時議長 (町長) それでは、会議を再開いたします。

選考の結果について選考委員長の報告を求めます。

選考委員長 選考委員から発表いたします。

臨時議長 (町長) 森本委員を指名いたします。お諮りします。只今選考委員長より指名のありました森本委員を会長とすることに異議ありませんか。

全員 (異議なし)

臨時議長 (町長) 異議なしと認めます。

したがって森本委員が会長に選任されました。

これをもちまして臨時議長の職務はすべて終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

それでは、会長新議長をよろしく願いいたします。

ここで新会長より就任にあたってのご挨拶をいただきます。

議長 (森本議長)

臨時議長 (町長) それではここで、暫時休憩といたします。

議長（森本議長）	<p>それでは、会議を再開いたします。</p> <p>日程第4、会期の決定についてを議題とします。</p>
全員	<p>本総会の会期は提案件数、議案等の内容から判断して、本日1日間といたしたいと思いますが、ご異議ありますか。</p> <p>（ありません）</p>
議長	<p>異議なしと認めます。従って会期は本日1日間と決定いたしました。</p> <p>日程第5、選挙第2号、会長代理互選についてを議題とします。</p> <p>会長代理互選の方法についてお諮りします。</p> <p>河西委員。</p>
河西委員	<p>会長互選と同様、選考委員による指名推薦の方法として頂きたいので、お諮り願います。</p>
議長	<p>只今、河西委員から互選の方法について選考委員による指名推薦でお願いしたいとの発言がありました。選考委員による指名推薦を進めることとしてよろしいですか。</p>
全員	<p>（異議なし）</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、互選の方法は選考委員による指名推薦によって行うことに決定いたします。</p> <p>それでは、先行委員の決定方法について、お諮りいたします。</p> <p>河西委員。</p>
河西委員	<p>選考委員の指名につきましては、議長に一任いたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。只今河西委員の方から選考委員の指名について議長に一任したいとの発言がございました。議長一任による指名を進めることとしてよろしいでしょうか。それでは、推薦委員は5名とし議長より指名いたします。選考委員といたしましては、新井委員、五味委員、青野委員、柳谷委員、太田委員の5名を指名いたします。</p> <p>それではここで、選挙が終わるまで暫時休憩といたします。</p>
小林次長	<p>只今指名選挙指名されました新井委員、五味委員、青野委員、柳谷委員、太田委員におきましては、監査室にて選考委員会を行いますので移動の方をお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、会議を再開いたします。</p> <p>選挙の結果について選考委員長の報告を求めます。</p>
選考委員長	<p>選考委員から発表いたします。</p> <p>岡本委員を指名いたします。</p>
議長	<p>お諮りします。只今選考委員長より指名のありました岡本委員を会長代理とすることに異議ありませんか。</p>
全員	<p>（異議なし）</p>
臨時議長（町長）	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって岡本委員が会長代理に選任されました。</p> <p>ここで会長代理より就任にあたってのご挨拶をいただきます。</p>
岡本委員	<p>（あいさつ）</p>

議長	日程第6、発議第1号、議席の決定についてを議題とします。
議長	事務局より説明をいたします。
事務局	議席につきましては、会議規則第6条第1項の規定によりまして、抽選で定めることとなっておりますが、農業委員会運営専念されまして会長は最終番の14番、会長代理は最終2番の13番といたしまして、その他12名で抽選をいたします。
議長	只今から抽選を行いますが、抽選は仮議席順とします。
	議席番号と氏名を事務局長より朗読いたします。
事務局長	1番青野委員、2番柳谷委員、3早川委員、4番鈴木委員、5番佐藤委員、6番新井委員、7番垂石委員、8番五味委員、9番岩井委員、10番島田委員、11番河西委員、12番太田委員、13番岡本委員、14番森本委員となります。
議長	お諮りいたします。
	只今、朗読した通り決定することにご異議はありませんか。
全員	(ありません)
議長	異議なしと認めます。
	したがって、発議第1号の議席は抽選通り決定されました。
	議席を移動してください。
	ここで暫時休憩いたします。
	休憩前に引き続き、会議を開きます。
議長	それでは、会議を再開いたします。
	日程第7、議案第5号、清里町農用地利用改善団体に対する農地利用調整結果の報告についてを議題とします。1番について調査委員の河西委員に説明を求めます。
11番(河西委員)	11番 1番について説明いたします。

本件は、令和2年2月7日に申し出があり、令和2年3月16日に申請人、候補者、右記載の利用調整委員、事務局立ち合いのもと、利用調整会議を開催しております。

申請人は●●●さんであります。

土地の所在は、神威●●●他11筆。
地目は、公簿、現況ともに畑で
台帳面積の合計は72,639.47㎡です。（図面参照）

今回、農地を売却するにあたりまして、協議の結果、
本件農地につきましては、受け手の選定に時間を要するため、現段階での売買が困難であることから、農地保有合理化事業による、農地中間管理機構への売渡しを要請する案件であると考えます。

以上、審議について、宜しくお願い致します。

なお、参考までに本件に係る利用調整内容についてご説明します。

譲受予定者、●●●
売買価格合計 19,852,000円
台帳 反当り ①の農地が253,672円
②の農地が300,000円
となっております。

以上、審議について、宜しくお願い致します。

議長 これから質疑を行います。

全員 質疑（異議）なし

議長 お諮りします。議案第5号は、討論を省略し、採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

全員 （挙手）

議長 挙手全員です。したがって、議案第5号は、原案のとおり決定されました。

日程第8、議案第6号、農業振興地域整備計画の変更についてを議題とします。1番について調査委員の河西委員に説明を求めます。

11番（河西委員） 11番 1番について説明いたします。

本件は、令和2年3月9日に申し出があり、令和2年3月16日に申請人、委員3名、事務局立ち合いのもと、現地調査を開催しております。

申請人は●●●さんであります。

土地の所在は、神威1060-19他2筆。
地目は、公簿、現況ともに畑で
台帳面積の合計は482.86㎡です。（図面参照）

変更後の利用目的は農家住宅の建設であり、
調査委員の意見としましては、営農上必要な施設であり、
農用地区域からの除外はやむを得ないと考えます。

審議について、宜しくお願い致します。

議長 これから質疑を行います。

全員 質疑（異議）なし

議長 2番について調査委員の岡本委員に説明を求めます。なお、佐藤委員は当事者となるため、退席をお願いします。

13番（岡本委員） 13番 2番について説明いたします。

本件は、令和2年3月16日に申請人、右記載の調査委員、事務局立ち合いのもと、現地調査を開催しております。

申請人は●●●さんであります。

土地の所在は、向陽●●●、1筆。
地目は、公簿、現況ともに宅地で
台帳面積の合計は709.00㎡です。（図面参照）

変更後の利用目的は農業用施設用地、
調査委員の意見としましては、営農上必要な施設整備であり、
農用地区域への編入は適当であると考えます。

審議について、宜しくお願い致します。

議長 これから質疑を行います。

全員 質疑（異議）なし

議長 お諮りします。議案第6号は、討論を省略し、採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

全員 （挙手）

議長 挙手全員です。したがって、議案第6号は、原案のとおり決定されました。

日程第9、議案第7号、農地法第3条の規定に基づく許可申請についてを議題とします。関連がございますので1番から4番について調査委員の岡本委員に説明を求めます。

13番（岡本委員） 13番 関連がありますので、1番から4番について一括で説明いたします。

本件は、令和2年3月9日に申し出があり、3月16日に右記載の調査委員、事務局にて内容調査会議を開催しております。

申請人のうち、
貸主は、1番から4番まで全て ●●●さんであります。

1番の借主は●●●さんであります。

土地の所在は、向陽●●●他2筆
地目は、公簿、現況ともに畑で、
台帳面積の合計は、37,677.00㎡であります。（図面参照）

権利の種類は賃借権、借賃は、実測面積10a当たり8,000円で実測面積32,936.00㎡により、年額263,480円です。

続きまして2番

借主は●●●さんであります。

土地の所在は、向陽●●●、1筆
地目は、公簿、現況ともに畑で、
台帳面積の合計は、45,591.00㎡であります。（図面参照）

権利の種類は賃借権、借賃は、実測面積10a当たり8,000円で実測面積40,818.00㎡により、年額326,540円です。

続きまして3番

借主は●●●さんであります。

土地の所在は、向陽●●●、他1筆
地目は、公簿、現況ともに畑で、
台帳面積の合計は、43,341.00㎡であります。（図面参照）

権利の種類は賃借権、借賃は、実測面積10a当たり8,000円で実測面積40,592.00㎡により、年額324,730円です。

続きまして4番

借主は●●●さんであります。

土地の所在は、向陽●●●、1筆
地目は、公簿、現況ともに畑で、
台帳面積の合計は、37,989.00㎡であります。（図面参照）

権利の種類は賃借権、借賃は、実測面積10a当たり8,000円で実測面積33,857.00㎡により、年額270,850円です。

権利の期間は1番から4番まで全て令和2年3月26日から令和12年3月25日までの10年間で、当事者間の法律関係は賃貸借です。

調査委員の意見としましては、今回は新規の利用権設定です。

農地法3条第2号各号には該当しないため、許可案件の全てを満たすと考えます。

審議についてよろしくお願いたします。

議長 これから質疑を行います。

全員 質疑（異議）なし

議長 お諮りします。議案第7号は、討論を省略し、採決します。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

全員 （挙 手）

議長 挙手全員です。したがって、議案第7号は、原案のとおり決定されました。

日程第10、議案第8号、農地法第5の規定に基づく許可申請についてを議題とします。1番について調査委員の河西委員に説明を求めます。

11番（河西
委員）

11番 1番について説明いたします。

本件は、令和2年3月9日に申し出があり、令和2年3月16日に申請人、右記載の調査委員、事務局立ち合いのもと、現地調査を開催しております。

申請人の内

貸主は●●●さんであります。

借主は●●●さんであります。

土地の所在は、神威●●●他2筆。

地目は、公簿、現況ともに畑で

台帳面積の合計は482.86㎡です。

転用の目的は農家住宅の建設であります。

工事計画期間は、許可の日より、令和2年11月30日までといたします。（図面参照）

調査委員の意見としては

営農上、必要な施設の整備であり、転用はやむを得ないとの意見であります。

以上、審議について、宜しくお願い致します。

議長

これから質疑を行います。

全員

質疑（異議）なし

議長

お諮りします。議案第8号は、討論を省略し、採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

全員

（挙 手）

議長

挙手全員です。したがって、議案第8号は、原案のとおり決定されました。

日程第11、議案第9号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。1番について調査委員の青野委員に説明を求めます。

1番（青野
委員）

1番 1番について説明いたします。

本件は、令和2年2月7日に申し出があり、令和2年3月16日に申請人、右記載の調整委員、事務局にて、利用調整会議を開催しております。

申請人のうち、
貸主は●●●であります。
借主は●●●であります。

土地の所在は、江●●● 他1筆。
地目は、公簿、現況ともに畑で
台帳面積の合計は47,206.00㎡です。(図面参照)

権利の種類は賃借権
借賃は10a 当り6,000円で、実測面積38,000.00㎡により
年額283,200円です。

権利の期間は、
令和2年3月26日から、令和12年3月25日までの、10年間で
当事者間の法律関係は賃貸借です。

今回は、利用権の期間満了に伴う継続更新であり
借主については、農業者としての資質、経験なども十分備えており、
今後も安定した農業経営が望めます。
農業経営基盤強化促進法第18条第3項の利用集積計画による適格要件も
満たしていることから、本調整については適切と考えます。

審議について、宜しくお願い致します。

議長 これから質疑を行います。

全員 質疑(異議)なし

議長 2番について調査委員の青野委員に説明を求めます。

1番(青野委員) 1番 2番について説明いたします。

本件は、令和2年2月7日に申し出があり、令和2年3月16日に申請人、右記載の調整委員、事務局にて、利用調整会議を開催しております。

申請人のうち、
貸主は●●●さんであります。
借主は●●●さんであります。

土地の所在は、江南●●● 他2筆。
地目は、公簿、現況ともに畑で
台帳面積の合計は102,846.00㎡です。(図面参照)

権利の種類は賃借権
借賃は10a 当り2,000円で、実測面積28,921.00㎡により
年額57,800円です。

権利の期間は、
令和2年3月26日から、令和12年3月25日までの、10年間で
当事者間の法律関係は賃貸借です。

今回は、利用権の期間満了に伴う継続更新であり
借主については、農業者としての資質、経験なども十分備えており、
今後も安定した農業経営が望めます。
農業経営基盤強化促進法第18条第3項の利用集積計画による適格要件も
満たしていることから、本調整については適切と考えます。

審議について、宜しくお願い致します。

議長 これから質疑を行います。

全員 質疑（異議）なし

議長 関連がありますので3番から5番について調査委員の青野委員に一括して説明を求めます。

1番（青野委員） 1番 3番から5番について一括して説明いたします。

本件は、令和元年12月に農地中間管理機構への買入協議要請を行い、令和2年1月に利用集積計画に基づく売買により、農地中間管理機構が譲り受けた農地を、農地売買支援事業により貸し付けするものです。

申請人の内、
貸主は、3番から5番まですべて●●●であります。

3番についてご説明します。
借主は、●●●さんです。
土地の所在は、江南●●●ほか2筆で、
地目は公簿・現況ともに畑で
台帳面積の合計は40,849.00㎡です。（図面参照）

権利の種類は貸借権。借賃は公社買入価格5,346,000円を根拠として、
1%分を借賃、1%分を公社管理経費とし、
合計2%分となる 106,920円が年間賃借料となっています

期間は令和2年3月26日から令和7年1月29日までの、4年10ヵ月間で
当事者間の法律関係は賃貸借です。

続きまして、4番についてご説明します。
借主は、●●●さんです。
土地の所在は、江南●●●、1筆で、
地目は公簿・現況ともに畑で
台帳面積の合計は24,684.00㎡です。（図面参照）

権利の種類は貸借権。借賃は公社買入価格1,818,000円を根拠として、
1%分を借賃、1%分を公社管理経費とし、
合計2%分となる 36,360円が年間賃借料となっています

期間は令和2年3月26日から令和7年1月29日までの、4年10ヵ月間で
当事者間の法律関係は賃貸借です。

続きまして、5番についてご説明します。
借主は、●●●さんです。
土地の所在は、江南●●●、1筆で、
地目は公簿・現況ともに畑で
台帳面積の合計は49,985.00㎡です。（図面参照）

権利の種類は貸借権。借賃は公社買入価格3,302,000円を根拠として、
1%分を借賃、1%分を公社管理経費とし、
合計2%分となる 66,040円が年間賃借料となっています

期間は令和2年3月26日から令和7年1月29日までの、4年10ヵ月間で
当事者間の法律関係は賃貸借です。

今回、農地売買支援事業の参加者としてすでに借主が選定されており、本件の設定につ
いては適切と考えます。

審議について、宜しくお願い致します。

議長 これから質疑を行います。

全員 質疑（異議）なし

議長 関連がありますので6番から7番について調査委員の河西委員に一括して説明を求めます。

11番（河西委員） 11番 6番、7番について一括して説明いたします。

本件は、令和2年1月30日に申し出があり、令和2年3月16日に申請人、右記載の調査委員、
事務局にて、利用調整会議を開催しております。

申請人のうち、
貸主は6番、7番ともに●●●さんであります。

6番について説明いたします。
借主は川向●●●さんであります。
土地の所在は、札弦町●●● 他2筆。
地目は、公簿、現況ともに畑で
台帳面積の合計は49,034.00㎡です。（図面参照）

権利の種類は貸借権
借賃は①が10 a 当り4,000円で、実測面積20,684.00㎡であり
②が10 a 当り7,000円で、実測面積10,906.00㎡であり合わせて
年額159,000円です。

7番について説明いたします。
借主は●●●さんであります。
土地の所在は、川向●●● 他24筆。
地目は、公簿、現況ともに畑で
台帳面積の合計は123,882.00㎡です。(図面参照)

権利の種類は賃借権
借賃は③が10a当り7,000円、④が10a当り6,000円、⑤が10a当り3,000円、
⑥が10a当り6,000円、⑦が10a当り3,000円、⑧が10a当り3,000円、
⑨が10a当り6,000円、⑩が10a当り6,000円となっております。

実測面積125,904.00㎡により年額620,900円です。権利の期間は、6番、7番ともに
令和2年3月26日から、令和12年3月25日までの、10年間で
当事者間の法律関係は賃貸借です。
今回は、利用権の期間満了に伴う継続更新であり
借主については、農業者としての資質、経験なども十分備えており、
今後も安定した農業経営が望まれます。
農業経営基盤強化促進法第18条第3項の利用集積計画による適格要件も
満たしていることから、本調整については適切と考えます。

審議について、宜しくお願い致します。

議長 これから質疑を行います。

全員 質疑(異議)なし

議長 8番について調査委員の新井委員に説明を求めます。

6番(新井委員) 6番 8番について説明いたします。

本件は、令和2年2月14日に申し出があり、令和2年3月16日に申請人、右記載の調整委員、
事務局にて、利用調整会議を開催しております。

申請人のうち、
貸主は●●●さんであります。
借主は●●●さんであります。

土地の所在は、札弦町●●● 他2筆。
地目は、公簿、現況ともに畑で
台帳面積の合計は38,828.00㎡です。(図面参照)

権利の種類は賃借権
借賃は10a当り9,000円で、実測面積34,035.00㎡により
年額306,300円です。

権利の期間は、
令和2年3月26日から、令和12年3月25日までの、10年間で
当事者間の法律関係は賃貸借です。

今回は、利用権の期間満了に伴う継続更新であり
借主については、農業者としての資質、経験なども十分備えており、
今後も安定した農業経営が望まれます。
農業経営基盤強化促進法第18条第3項の利用集積計画による適格要件も
満たしていることから、本調整については適切と考えます。

審議について、宜しくお願い致します。

議長	これから質疑を行います。
全員	質疑（異議）なし
議長	9番について調査委員の新井委員に説明を求めます。
6番（新井委員）	6番 9番について説明いたします。 本件は、令和2年2月7日に申し出があり、令和2年3月16日に申請人、右記載の調査委員、事務局にて、利用調整会議を開催しております。 申請人のうち、 貸主は●●●さんであります。 借主は●●●であります。 土地の所在は、青葉●●● 他2筆。 地目は、公簿、現況ともに畑で 台帳面積の合計は15,381.00㎡です。（図面参照） 権利の種類は賃借権 借賃は10 a 当り4,000円で、実測面積14,752.00㎡により 年額59,000円です。 権利の期間は、 令和2年3月26日から、令和7年1月29日までの、4年10ヵ月間で 当事者間の法律関係は賃貸借です。 今回は、利用権の期間満了に伴う継続更新であり 借主については、農業者としての資質、経験なども十分備えており、 今後も安定した農業経営が望まれます。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の利用集積計画による適格要件も 満たしていることから、本調整については適切と考えます。 審議について、宜しくお願い致します。
議長	これから質疑を行います。
全員	質疑（異議）なし
議長	10番について調査委員の新井委員に説明を求めます。

6番（新井
委員）

6番 10番について説明いたします。

本件は、令和2年1月27日に申し出があり、令和2年3月16日に申請人、右記載の調整委員、事務局立ち合いのもと、利用調整会議を開催しております。

申請人のうち

貸主は●●●さんであります。

借主は●●●さんであります。

今回は親子間の使用貸借権の継続案件のためお二人とも農業委員に委任され欠席でした。

土地の所在は、江南●●● 他27筆。

地目は、公簿が畑、一部雑種地で現況がすべて畑であり、
台帳面積の合計は391,412.51㎡です。（図面参照）

権利の期間は、

令和2年3月27日から、令和12年3月26日までの、10年間で
当事者間の法律関係は使用貸借で、借賃は無償です。

今回は、親子間の利用権の期間満了に伴う継続更新であり、借主については、農業者としての資質、経験なども十分備えており、今後も安定した農業経営が望まれます。
農業経営基盤強化促進法第18条第3項の利用集積計画による適格要件も
満たしていることから、本調整については適切と考えます。

以上、審議について、宜しくお願い致します。

議長

これから質疑を行います。

全員

質疑（異議）なし

議長

11番について佐藤委員は当事者となりますので一時、退席をお願いします。11番について調査委員の岡本委員に説明を求めます。

13番（岡本
委員）

13番 11番について説明いたします。

本件は、令和元年12月20日に申し出があり、令和2年3月16日に申請人、右記載の調査委員、事務局にて、利用調整会議を開催しております。

申請人のうち、

貸主は●●●さんであります。

借主は●●●さんであります。

借主の佐藤さんはお父様の●●●さんに委任され欠席でした。

土地の所在は、向陽●●● 1筆。

地目は、公簿、現況ともに畑で
台帳面積の合計は61,409.00㎡です。（図面参照）

権利の種類は賃借権

借賃は10a 当り5,000円で、実測面積49,543.00㎡により
年額247,700円です。

権利の期間は、

令和2年3月26日から、令和12年3月25日までの、10年間で
当事者間の法律関係は賃貸借です。

今回は、新規の利用権の設定であり

借主については、農業者としての資質、経験なども十分備えており、
今後も安定した農業経営が望まれます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の利用集積計画による適格要件も
満たしていることから、本調整については適切と考えます。

審議について、宜しくお願い致します。

議長 | これから質疑を行います。

全員 | 質疑（異議）なし

議長 | お諮りします。議案第9号は、討論を省略し、採決します。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

全員 | (挙 手)

議長 | 挙手全員です。したがって、議案第9号は、原案のとおり決定されました。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

本総会に付された案件は全て終了しました。これで本日の総会を終了します。

令和2年4月15日

会 長 森本 宏

署名委員 森本 宏

署名委員 岡本 勝弘

